

議第20号

市有財産（三川農村公園公園施設）の無償譲渡について

次のとおり市有財産を無償で譲渡したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議決を求める。

令和8年2月26日提出

高山市長 田 中 明

記

- 1 譲渡財産 公園施設 所在 高山市国府町三川514番地1  
内容 すべり台1基、4連ブランコ1基、3連鉄棒1基、  
砂場1箇所、フェンス一式
- 2 譲渡の相手方 高山市国府町三川514番地1  
高山市国府町三川町内会  
代表者 中田 幸博
- 3 譲渡の理由 公園の有効活用を図るため
- 4 譲渡の時期 令和8年4月1日